

○宇治市木材利用促進住宅等整備補助金交付要項

（趣旨）

第1条 この要項は、木材利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）の趣旨及び本市の木材利用の推進方針に基づき、市内の住宅の新築又は増改築等において京都府産木材の利用を促進し、府内の森林資源の循環利用、林業及び木材産業の振興、並びに脱炭素社会の実現に資することを目的として、予算の範囲内において宇治市木材利用促進住宅等整備補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要項において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

（1）京都府産木材 京都府産木材認証制度に基づき、京都の木証明書又はウッドマイレージCO₂京都の木認証書（以下「証明書等」という。）が発行された木材をいう。

（2）住宅 建築物の用途が専ら又は主として居住の用に供される建築物をいう（併用住宅の場合は、居住の用に供する部分の床面積が当該建築物の床面積の2分の1以上のものに限る。）。

（3）新築又は増改築等 住宅の新築、増築、改築、修繕又は模様替をいう。

（4）補助対象事業 次条に規定する補助金交付の対象となる事業をいう。

（5）申請者 補助金の交付申請を行う者をいう。

（6）代理人 申請者から委任を受け、申請手続等を行う者（工務店、設計事務所その他これらに類する者）をいう。

（7）使用材積 証明書等に記載された京都府産木材の材積（立方メートル。以下「m³」という。）をいう。

（8）工事完了日等 補助対象事業に係る工事が完了した日又は住宅の引渡しを受けた日をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助対象事業は、市内に存する住宅について、新築又は増改築等を行い、当該工事において京都府産木材を利用する事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1）住宅の所在地が宇治市内であること。

（2）仮設の建築物でないこと。

（3）宗教活動又は政治活動に主として用いられるものでないこと。

（4）建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に適合すること。

（5）使用材積が1 m³以上であること。

（6）第12条に定める普及啓発等への協力を行うこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、前項第5号の要件を変更して適用することができる。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）次のいずれかに該当する個人であること。

ア 補助対象事業に係る住宅の建築主又は所有者（共有の場合は代表者）であり、当該住宅に居住し、又は居住する見込みがある者

イ 補助対象事業に係る京都府産木材を利用した新築住宅を、自ら居住する目的で取得した者

（2）当該住宅について、この要項に基づく補助金の交付を受けていないこと。

（3）宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。

（補助対象経費の考え方）

第5条 本補助金は、京都府産木材の利用拡大及び普及啓発の促進を目的とする奨励的支援として位置付ける。

このため、京都府産木材の購入費そのものを補助対象経費とするものではなく、普及啓発等への協力（第12条）を伴う取組を補助対象とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、使用材積に10,000円を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 使用材積は、証明書等に記載された材積を用い、複数の証明書等がある場合は、その合計とする。

（交付の申請兼実績報告）

第7条 申請者は、宇治市木材利用促進住宅等整備補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）に、次条に掲げる書類を添えて、次の各号のいずれかの期間内に市長に提出しなければならない。

（1）工事完了日等からその日の属する年の11月末日まで

（2）工事完了日等の属する年の翌年の6月1日から11月末日まで

2 前項の申請は、代理人により行うことができる。この場合、申請者は委任状（別記様式第5号）を添付しなければならない。

3 市長は、申請額の合計が予算の範囲を超えると見込まれるときは、第1項に規定する期間内であっても、当該年度における申請の受付を停止することができる。この場合において、当該受付停止又は予算超過により同項第1号の期間内に申請できず、又は補助金の交付を受けられなかった者は、同項第2号の期間内に改めて申請することができる。

4 前3項に定めるもののほか、申請の受付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（添付書類）

第8条 第7条の申請に添付する書類は、次の各号に掲げるものとする。

（1）証明書等（京都の木証明書又はウッドマイレージCO₂京都の木認証書）の写し（施工場所の記入があるもの）

（2）住宅の所在地を表示した位置図

（3）工事請負契約書又は売買契約書等の写し（工事又は取得の内容が分かるもの）

（4）京都府産木材を使用したことが確認できる施工状況写真（主要構造部又は内装等の木質部が分かるもの）

（5）個人番号カード（マイナンバーカード）の表面の写し若しくは運転免許証（住所の記載がある面）の写し又は市長がこれらに代わるものと認める書類

（6）建物の登記事項証明書（発行日から3か月以内のもの）又は固定資産税納税通知書等の写し（所有又は取得が確認できるもの）

（7）工事完了日等を確認できる書類又は写真（住宅ローン開始日記載資料、引越し前の日付が分かる内外観写真等）

（8）誓約書（別記様式第6号）

（9）普及啓発等への協力に関する同意書（別記様式第7号）

（10）その他、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定にかかわらず、申請者の負担軽減及び審査の効率化のため必要があると認めるときは、京都府が実施する木材利用促進に係る補助制度（ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）等）の申

請・実績報告等の書類の写しをもって、前項各号に掲げる書類の全部又は一部に代えることを認めることができる。

（ 交付の決定及び額の確定 ）

第9条 市長は、第7条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等によりその適否を審査し、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

2 市長は、補助金を交付することを決定したときは、宇治市木材利用促進住宅等整備補助金交付決定兼確定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、不交付を決定したときは、宇治市木材利用促進住宅等整備補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（ 補助金の請求 ）

第10条 前条第2項の規定による交付決定兼確定通知を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、当該通知を受けた年度の2月末日までに、宇治市木材利用促進住宅等整備補助金交付請求書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（ 補助金の交付 ）

第11条 市長は、前条の請求を受けたときは、交付対象者に対し補助金を交付するものとする。

（ 普及啓発等への協力 ）

第12条 交付対象者は、本事業の趣旨を踏まえ、京都府産木材の利用意義等の普及啓発に資するため、次の各号に掲げる事項のいずれか1つ以上に協力するものとする。

（1）住宅の木材利用（木質化を含む。）の内容を、市又は施工者のホームページ、SNS等へ掲載すること

（2）見学会、展示会等を開催し、又はこれに協力すること

（3）工事期間中又は完成後に、木材利用を示す標識、掲示物等を設置すること

（4）市が実施する普及啓発（事例集、広報紙、市HP等）における写真・概要情報の提供に協力すること

（5）その他、市長が認める方法

2 前項の協力に関し、個人情報の取扱いその他必要な事項は、市長が別に定める。

（ 交付決定の取消し ）

第13条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（1）虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

（2）この要項の規定又は交付決定に付した条件に違反したとき。

（3）その他、市長が不適當と認めるとき。

（ 補助金の返還 ）

第14条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（ 調査等 ）

第15条 市長は、補助金の交付に関する事務を適正に執行するため、必要に応じて、関係書類の提出を求め、又は住宅の施工状況等について調査を行うことができる。

（ 書類の保存 ）

第16条 交付対象者は、補助対象事業の実施に関する書類を5年間保存しなければならない。

（ その他 ）

第 17 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(適用)

2 この要項は、施行日以後に第 7 条の規定による申請があったものについて適用する。

3 前項の場合において、施行日前に工事完了日等を迎えた補助対象事業であっても、第 7 条第 1 項各号に掲げる期間内に同条の規定による申請があったものは、この要項の対象とすることができる。

別表 (第 6 条関係)

1 補助金の単価 10,000 円／m³